

知事メッセージ

新型コロナウイルスの感染が急拡大している首都圏の1都3県に対し、本日、国は緊急事態宣言を発出しました。

これを受けて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

〔県民の皆さんへ〕

- 特措法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除いて、徹底した外出の自粛を要請します。特に、20時以降の不要不急の外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- また、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けることや、テレワーク、時差出勤など、感染を防ぐ取組を徹底してください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 特措法第24条第9項に基づき、1月8日から1月11日までの間は、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店においては、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただくよう要請します。
- 1月12日から2月7日までの間は、全県の飲食店・カラオケ店を対象に、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただくよう要請します。
- この要請にご対応いただいたお店には協力金を支給します。ご対応いただけない場合は、特措法第45条第2項に基づく要請等、必要な措置を行うこともあります。
- このほか、特措法に基づく要請ではありませんが、遊興施設や運動・遊技施設など、飲食につながる可能性がある施設に対して、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までの短縮に、ご協力いただくようお願いいたします。
- イベントについては、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請します。この要請は、1月8日以降の新規販売分に適用します。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務をお願いいたします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の呼びかけを行うようお願いいたします。

- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯へのご協力をお願いします。

〔大学や学校関係者へ〕

- 学生・生徒へ、基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛について、呼びかけを行うよう要請します。特に、寮生活、クラブ・部活動など、集団行動における感染防止対策の徹底を要請します。

こうした様々な要請やお願いを行うのも、皆さん自身や、ご家族、友人など、大切な方の命を守るためです。

県は、引き続き、医療提供体制の確保に全力で取り組むとともに、県民や事業者の皆さんの様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充します。

県民の皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、県民総ぐるみで、この緊急事態を乗り切りましょう。

令和3年1月7日

神奈川県知事 黒岩 祐治